

教師の養成・採用・研修・免許に関する
新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組
(令和2年6月5日以降の取組)

●
総合教育政策局教育人材政策課

令和2年7月10日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

新型コロナウイルス感染症への対応【主な通知・事務連絡】

①養成段階

- 4月3日 教育実習の実施に当たっての留意事項について教職課程を置く大学等に通知
介護等体験の実施に当たっての留意事項について教職課程を置く大学等に通知
- 5月1日 教育実習の実施期間の弾力化について教職課程を置く大学等に通知
- 5月11日 教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について教職大学院を置く国私立大学に通知

②採用段階

- 3月11日 地方公共団体の職員採用における対応について都道府県教育委員会等に事務連絡
- 4月13日 公立学校教員採用選考試験における対応について都道府県教育委員会等に事務連絡
(注) その後、4月20日、5月8日、5月18日、6月1日にそれぞれ改訂版の事務連絡を発出

③研修段階

- 3月16日 英語教育海外派遣研修の開催中止について都道府県教育委員会等に通知 (独立行政法人教職員支援機構通知)
- 3月27日 独立行政法人教職員支援機構主催研修及び研究セミナーの一部開催中止について都道府県教育委員会等に通知 (独立行政法人教職員支援機構通知)
- 4月22日 独立行政法人教職員支援機構主催研修及び研究セミナーの一部開催中止並びに日程等の変更について都道府県教育委員会等に通知 (独立行政法人教職員支援機構通知)
- 5月29日 独立行政法人教職員支援機構が実施する研修及び研究セミナーの実施について都道府県教育委員会等に事務連絡 (独立行政法人教職員支援機構事務連絡)
- 6月26日 独立行政法人教職員支援機構が実施する研修等の非集合型オンライン研修の実施について都道府県教育委員会等に通知
(独立行政法人教職員支援機構通知)

④免許

- 3月31日 免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について国公立大学等に通知
- 4月28日 免許状更新講習の実施方法の特例等の延長及び拡充について国公立大学等に通知
免許法認定講習の実施方法の特例について国公立大学等に通知
- 5月27日 資格要件の緩和、臨時免許状・特別免許状の柔軟な活用について都道府県教育委員会等に事務連絡
- 6月5日 教員免許更新制に係る手続き等の留意事項について都道府県教育委員会に通知

⑤その他

- 5月27日 教育実習の弾力化等を踏まえた教職課程の学生等の幅広い人材の確保について都道府県教育委員会等に事務連絡

(注) 下線部は、前回の中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会(令和2年6月5日)以降の取組。

教職員研修にかかる対応

令和2年度独立行政法人教職員支援機構主催研修等の非集合型オンライン研修の実施について（概要）

【令和2年6月26日独立行政法人教職員支援機構通知】

教職員支援機構が実施する研修は、全国から推薦を受けた教職員を受講生として受け入れる、集合・宿泊型の集中研修であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症による感染拡大を防止するため、「非集合型オンライン研修」等の遠隔による研修プログラムによって実施することとしたもの。

1. 集合型研修から、「非集合型オンライン研修」に切り替えて実施するもの

教職員等中央研修（5研修）

- ・校長研修
- ・副校長・教頭等研修
- ・中堅教員研修
- ・次世代リーダー育成研修
- ・事務職員研修

指導者養成研修（13研修）

- ・学校組織マネジメント指導者養成研修
- ・カリキュラム・マネジメント指導者養成研修
- ・生徒指導指導者養成研修
- ・教育相談指導者養成研修
- ・いじめの問題に関する指導者養成研修
- ・体力向上マネジメント指導者要請研修
- ・健康教育指導者養成研修
- ・食育指導者養成研修
- ・学校安全指導者養成研修
- ・道徳教育指導者養成研修
- ・学校教育の情報化指導者養成研修
- ・人権教育指導者養成研修
- ・幼児教育指導者養成研修

2. 集合型研修から、「NITSオンライン講座」（NITSホームページにて提供している校内研修動画）等多様な方法を活用して教職員に届けることを検討するもの

指導者養成研修等（7研修）

- ・小学校における外国語教育指導者養成研修
- ・外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修
- ・言語活動指導者養成研修
- ・キャリア教育指導者養成研修
- ・採用4～6年次対象セミナー
- ・地域とともにある学校セミナー
- ・共生社会を実現する教育研究セミナー(1), (2)



独立行政法人教職員支援機構

全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、いつでもどこにいても研修が可能となるよう「校内研修シリーズ」を始め、講義動画などの研修教材を提供しています。

NITS 校内研修シリーズ **検索**

NITSオンライン動画は115本。
(令和2年5月現在)

令和2年4～6月の3ヶ月間で30万回以上視聴され、活用されています。
(令和元年度1年間の視聴回数約38万回の半数以上)

校内研修で活用する例

研修の冒頭で視聴し、それをふまえた演習を行う流れが可能です。

20分



40分



個人で活用する例

スマホやタブレットのQRコードアプリで読み込んでアクセス。



「オンライン講座、使っています」利用者の声より

初任研で使った。自分自身に合うテーマや内容を選びやすい。

専門的な研修を手軽にできるからいいのでは？

具体的な対応例がわかりやすかった。

コンパクトにまとめられているのがよい。そのまま校内研修で活用できる。

日々の授業実践に役立てることができた。

出張は時間が大幅に削られる。オンラインで研修できれば、業務に時間を費やせる。



※教職員支援機構は、平成13年に設立された「独立行政法人教員研修センター」を前身として、平成29年4月1日より新たに発足。全国の教職員の養成・採用・研修を担う関係機関との中核拠点であり、年間受講者数は約8,000人。

教員免許更新制に係る手続き等の留意事項

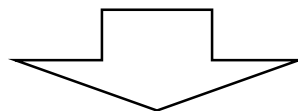
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続き等の留意事項について（概要）

【令和2年6月5日通知】

（令和2年6月10日事務連絡による一部訂正を反映）

例年免許状更新講習が数多く開講されている長期休業期間中を含め、感染拡大防止に配慮しつつ学校教育活動を進めていくこと等による教員の業務量の増大等の継続が想定される。

各都道府県教育委員会は「やむを得ない事由として認める事由がある」ことにより、教員免許状の有効期間満了日までに更新講習の課程を修了することが困難である場合、「やむを得ない事由」がなくなった日から最大2年2月、教員免許状の有効期間の延長を行うことが現在でも法令上可能。



各都道府県教育委員会が、更新講習を受講予定の現職教員について、地域の感染状況や教員個別の希望等を踏まえつつ、上記の業務量の増大等が更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」に当たることとして教員免許状の有効期間の延長を行うことが可能である旨を周知する。

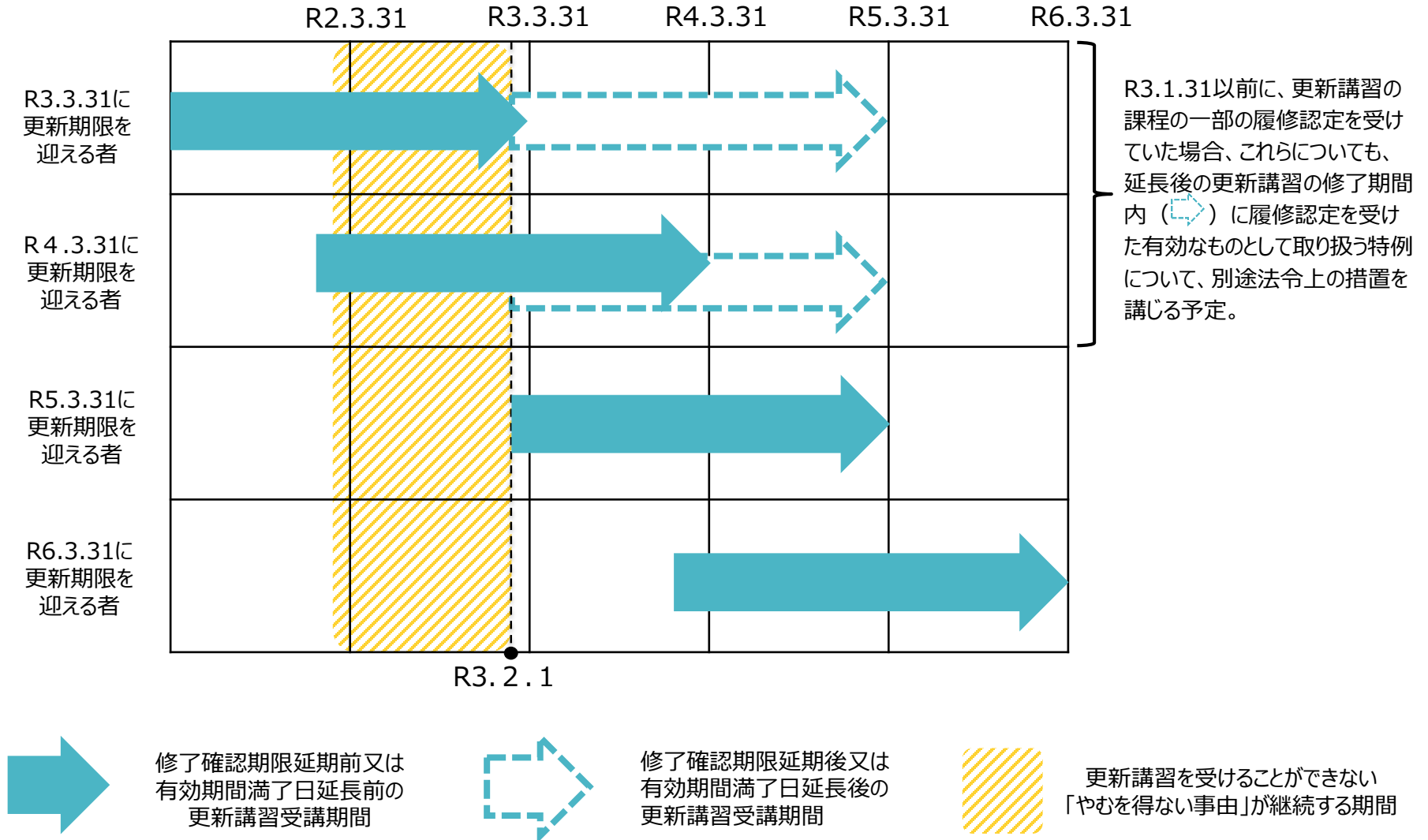
「やむを得ない事由」がなくなった日（有効期間の延長の起算日）は、文部科学省として全国的な観点から、当該日とすべきと考えられる日として令和3年2月1日を想定し、全国に示すこととする。

有効期間の延長を行った教員が、既に更新講習の課程の一部の履修認定を受けていた場合、これらについても、延長後の更新講習の修了期間内に履修認定を受けた有効なものとして取り扱う特例について、別途法令上の措置を講じる予定であることとする。

現職教員の本人の希望によっては、有効期間の延長を行わずに、予定の期日までに有効期間の更新を行うことが可能である旨を周知する。

教員免許状の有効期間の延長等の後の更新講習の受講期間の変更に係るイメージ図

※更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」がなくなった日をR3.2.1として、同日から2年2月、教員免許状の有効期間満了日の延長等を行う場合の例



試験内容・方法等の変更について公表している都道府県教育委員会の例

- ・ **北海道教育委員会**
1次試験の日程変更など。
- ・ **青森県教育委員会**
1次試験の集団討論の取りやめなど。
- ・ **岩手県教育委員会**
1次試験の実技試験の取りやめまたは2次試験への移行、2次試験の集団面接の取りやめなど。
- ・ **宮城県教育委員会**
1次試験の適性検査をweb受験に変更など。
- ・ **秋田県教育委員会**
1次試験の実技試験の取りやめまたは2次試験への移行、2次試験の論文試験の取りやめなど。
- ・ **山形県教育委員会**
1次試験の集団討論、実技試験の一部取りやめなど。
- ・ **福島県教育委員会**
1次試験の集団面接の取りやめなど。
- ・ **茨城県教育委員会**
1次試験の実技試験の一部取りやめなど。
- ・ **栃木県教育委員会**
2次試験の実技試験の一部取りやめなど。
- ・ **千葉県教育委員会**
1次試験の集団面接、2次試験の模擬授業の取りやめ、1次試験の試験日程を午前・午後の2部制とするなど。

(注) 各都道府県教育委員会ホームページ等より、文部科学省において作成。

試験内容・方法等の変更について公表している都道府県教育委員会の例

- ・ **神奈川県教育委員会**
試験会場を増やして分散実施、論文試験・模擬授業（協議を含む）・実技試験の取りやめなど。
- ・ **山梨県教育委員会**
小学校等の体育の実技試験を取りやめ。中学校・高等学校等の体育の実技試験について、水泳を取りやめ、他の種目を可能な限り密集した状況を避けるように配慮し例年より短い時間で実施など。
- ・ **長野県教育委員会**
1次試験の一部の実技試験の取りやめなど。
- ・ **岐阜県教育委員会**
全志願種別において、以下の試験の実施の取りやめなど。
① 1次試験における筆記試験のうち教職教養、② 2次試験における全ての実技試験
- ・ **愛知県教育委員会**
1次試験の集団面接、2次試験の実技試験、小論文、集団討議の取りやめなど。
- ・ **三重県教育委員会**
1次試験及び2次試験の集団面接、2次試験の技能・実技試験の一部を取りやめなど。
- ・ **京都府教育委員会**
1次試験の一般教養を2次試験に移行して実施。校種・教科毎に試験日程を変更など。
- ・ **兵庫県教育委員会**
1次試験の集団面接の実施方法（人数・時間）の変更など。
- ・ **和歌山県教育委員会**
1次試験の開始時間の変更（午後開始とする）など。

(注) 各都道府県教育委員会ホームページ等より、文部科学省において作成。

試験内容・方法等の変更について公表している都道府県教育委員会の例

- ・ **鳥取県教育委員会**
1次試験の技能・実技試験の2次試験へ移行など。
- ・ **島根県教育委員会**
1次試験の一般教養・教職教養試験の取りやめ、2次試験の小論文試験の取りやめ。新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していないこと又は感染の疑いがあることを事前に申し出た者への追加試験の実施など。
- ・ **岡山県教育委員会**
1次試験の教職教養、教科専門試験（中学校・高等学校英語）のリスニング問題の取りやめなど。
- ・ **広島県教育委員会**
1次試験を延期し、当初の2次試験の試験日程を追加することにより2次試験を合わせて実施。一般選考における教職に関する専門教育科目、グループワーク、実技試験、模擬授業の取りやめなど。
- ・ **山口県教育委員会**
1次試験、2次試験の集団面接を取りやめ、実技試験の内容の一部変更など。
- ・ **徳島県教育委員会**
1次試験、2次試験の実技試験の一部取りやめなど。
- ・ **香川県教育委員会**
1次試験の実技試験の一部取りやめ、集団面接の実施方法の変更など。
- ・ **高知県教育委員会**
1次試験の適性検査、教職・一般教養の取りやめ。校種や職種により試験時間を午前と午後に分散など。

(注) 各都道府県教育委員会ホームページ等より、文部科学省において作成。

試験内容・方法等の変更について公表している都道府県教育委員会の例

・福岡県教育委員会

1次試験の集団討論、中学校・高等学校の保健体育の実技試験の取りやめ、一部教科の受験日の変更など。

・大分県教育委員会

試験日程の変更、3次試験の集団討論の取りやめなど。

・宮崎県教育委員会

試験会場・日程の変更。体育の実技試験の内容の変更など。

特別選考における1次試験の論文及び面接試験の取りやめ、書類審査のみ実施など。

・沖縄県教育委員会

1次試験の日程変更、2次試験の適性検査、論文、実技試験、筆記試験の取りやめ。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため止むを得ず受験できなかった者への特例の設置など。

(注) 各都道府県教育委員会ホームページ等より、文部科学省において作成。